

福島県の再エネ導入 支援制度紹介

- ① 地域参入型再エネ導入支援事業
- ② 自家消費型再エネ導入モデル支援事業
- ③ 「再エネ先駆けの地」理解促進事業

福島県 企画調整部 エネルギー課
主事 大越 魁

福島県再生可能エネルギー普及拡大事業 地域参入型再エネ導入支援事業 (設備導入・事業可能性調査)

福島県
エネルギー課
R2.8.28①

事業の目的

- 県内の「**地域活性化**」につながる再エネ導入に関する「**事業可能性調査**」や「**設備導入**」に対する支援を行い、地域主導による再エネ導入の運営の推進と住民理解の向上を図り、普及拡大を推進する。

事業の概要

- ① **補助対象者**
 - 県内市町村、法人又はその他団体
- ② **補助率**
 - 事業可能性調査 1/2以内 (※上限500 or 250万円)
 - 設備導入 1/3以内 (※上限5000 or 3000万円)
- ③ **補助対象経費**
 - 設計・設備・工事費 等

※発電設備による。詳細はHP参照

事業例

① 事業可能性調査 (小水力発電)

- かつて水力発電所が存在し、現在は灌漑用水等として村が管理する河川について流量調査等の事業可能性調査を実施。
- ✓ 年間を通じた安定的な流量はあるが、**工事のための進入路**がなく、管路の埋設等の建設費用が大きくなることから投資回収年数が20年を超え、現時点では事業可能性なし。
- 土地改良区が管理する用水路について事業可能性調査を実施。
- ✓ 十分な流量と投資回収年数が確保され、水利権等の**権利関係も明確**なので事業可能性あり。

② 設備導入 (フロート型水上太陽光発電設備)

- 灌漑用のため池に**フロート型の架台**を用いた太陽光発電設備を設置し、発電効率やメンテナンス性の評価を行う。
- 事業の実施に際しては、地元行政区が実施する草刈り等の環境整備事業や夏祭り等の**地域イベントへの参加**原資として毎年の**売電収入の5%程度**を活用。

地域
活性化

設備導入対象の例

- ・ 太陽光(原則 50kW以上)
- ・ 風力(10kW以上、単機1kW以上)
- ・ 水力(1000kW以下)
- ・ 地熱(バイナリー方式)
- ・ バイオマス(10kW以上、バイオマス依存率60%以上) 等



フロート型太陽光発電設備のイメージ
(出典:住友建設株式会社HP)

※ 対象設備や補助上限等の詳細はHP参照

チャレンジ ふくしま再生可能エネルギー普及拡大事業 令和2年度自家消費型再エネ導入モデル支援事業

福島県
エネルギー課
R2.8.28②

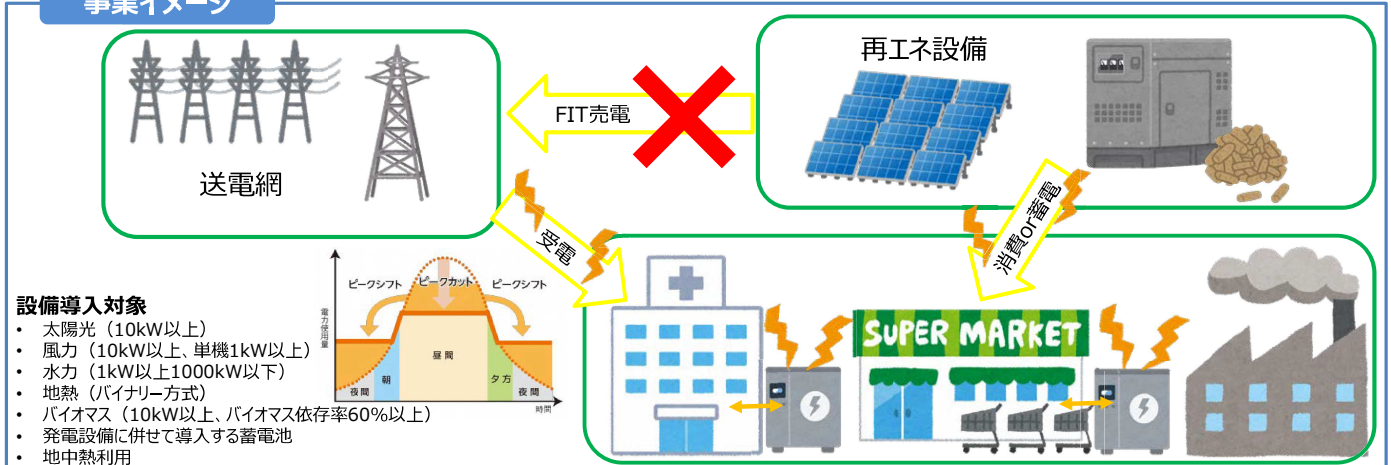
事業の目的

- 現在、多くの再エネ設備は、FIT（固定価格買取制度）による買取を前提としており、系統への連系制限や、再エネ賦課金等による国民負担が課題である。
- これに対してFITを利用しない、いわゆる自家消費型の再エネ設備は、系統への連系が難しい地域においても、導入可能であり、賦課金等の国民負担を発生させないが、売電による投資回収が無いため、その導入費用軽減が課題である。
- 本事業により自家消費型のFITに依存しない再エネ設備導入を支援し、地域におけるモデルを構築する。

事業の概要

- ① **補助対象者**
 - 県内にある非営利団体、民間事業者（法人に限る）
- ② **補助率**
 - 設備導入 1/3※以内（上限20,000千円）
※中小企業等以外は1/6
- ③ **補助対象経費**
 - 設計費・設備費・工事費・諸経費

事業イメージ



福島県「再エネ先駆けの地」理解促進 事業補助金について

福島県
エネルギー課
R2.8.28③

1 事業の趣旨

再生可能エネルギーの普及啓発については、体験学習機能等を有する複数の施設が整備されてきており、加えて、NPO等の自主的な取組が拡大しています。

県では、更なる普及啓発活動の定着化と新たな取組を促進するため、先進的拠点（水素、スマコミ等）を活用した県民理解の促進の取組に対して、費用の一部を助成します。

2 事業の概要

(1) 補助対象事業

再生可能エネルギーの普及啓発にかかるソフト事業
（例：体験学習会、見学会、勉強会、バスツアー等）

- ① パンフレットの作成費等、普及啓発活動の実施に先立ち必要となる経費
- ② 教材費、バス借上料等、普及啓発活動の実施にあたり直接必要となる経費
※実績の確認が困難な経費や事業終了後の継続使用が可能な汎用性の高い 物品および収益が生じる経費は、対象外とします。
（例：負担金、コピー代、燃料代、カメラ・プリンター、手数料、保険金等）

(2) 補助事業者

次の要件を満たす県内市町村及び法人等（複数の県内市町村又は法人で構成する共同事業体を含む）

- ① 実施予定地が県内であること。
- ② 補助事業者が法人等である場合、専ら営利を目的とするものでないこと。

(3) 公募期間

令和2年5月25日（月）から令和2年11月30日（月）まで

※申請書の受付順に審査を行い、順次補助採択を実施。上記期間内であっても予算額に達した場合には募集を終了。

(4) 補助率

補助対象経費の1 / 2以内（上限額50万円）

ただし、予算の範囲内（200万円）とします。

※補助事業を採択するまで、事業に着手することは認められませんので、十分御注意ください。

(参考 事業の採択・不採択事例)

1 体験学習会、見学会

(採択例)

- ・再エネでの発電体験、再エネを生かした工作体験等を実施。
- ・市民等に広く募集をかけ、再エネ関連施設の見学ツアーを実施。

(不採択例)

- ・参加者から負担金を徴収し、収益が出る場合。
- ・会社の社員研修で再エネ施設を見学する。
- ・県外の方を対象とした発電所見学ツアーを実施。

2 勉強会

(採択例)

- ・再エネ関連法制度や技術の最新動向等について学ぶことを目的とした学習会を開催。

(不採択例)

- ・会社の社員（限定された者）のみを対象とした勉強会